

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響によって、次の要件を満たす人は、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの納期の保険料(税)が減免となります。

■保険料(税)の減免対象者

- ①新型コロナウイルス感染症によって、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の人
⇒保険料(税)を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響によって、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人
⇒保険料(税)の全額又は一部を減額

■申請期限

令和5年3月31日(金)

■申請場所

税務課市民税係(市役所1階)

■必要書類

令和4年1月以降の各月の収入状況が分かる書類(帳簿、廃業届、給与明細等)、身分証明書、マイナンバーが分かるもの、預金通帳

【収入減少によって保険料(税)が減額される具体的な要件】

世帯の主たる生計維持者について、下記3つの全てに当てはまる人

※申請には、収入を証明する書類が必要となります。

- ①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること ※介護保険料にはこの要件はありません。
- ③収入減少が見込まれる種類の所得を除いた前年の所得合計額が400万円以下であること

■保険料(税)減免額の計算方法

$$\text{保険料(税)減免額} = \text{減免対象の保険料(税)額 (A×B/C)} \times \text{減免割合(D)}$$

A: 保険料(税)額

B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額

C: 世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

※介護保険料は主たる生計維持者のみ。

D: 前年の合計所得金額に応じた減免割合

【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の場合】

300万円以下の場合: 全部(10分の10)

400万円以下の場合: 10分の8

550万円以下の場合: 10分の6

750万円以下の場合: 10分の4

1,000万円以下の場合: 10分の2

【介護保険料の場合】

210万円以下の場合: 全部(10分の10)

210万円超の場合: 10分の8

世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料(税)の全部を免除します。ただし、国民健康保険の非自発的失業者(雇用保険法に規定する特定受給資格者又は特定理由離職者)については、別の軽減制度があるので今回の減免の対象外となります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度の要件を満たさない場合でも、収入や世帯の状況、預貯金等の状況で減免できる場合があります。納付が困難な場合は、ご相談ください。

税務課市民税係(国民健康保険税・介護保険料について) ☎②8396(市役所1階)
健康保険課国保・年金係(後期高齢者医療保険料について) ☎②8271(市役所1階)

65歳以上の人へ

介護保険からのお知らせ

65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料は、3年に1回、市町村ごとに算定が行われ、令和3年度から令和5年度は年額6万8,700円(基準額)としています。さらに、世帯員の市民税の課税状況や被保険者本人の所得額によって、9段階に分かれます。

■納入通知書の送付

納入通知書及び納付書は7月中旬に発送します。

災害などの特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービス利用時の自己負担割合が増えたり、一時的に介護給付が差し止めになったりするなどの制限が生じます。保険料は各納期限までに納付してください。

■介護保険料の納め方

第1号被保険者として保険料を納めるのは、65歳の誕生日の前日が属する月からです。

保険料は通常、年金から差し引かれますが、年金の種類や額によって次の2通りに分かります。

①年金から差し引かれる人(特別徴収)

年金収入が年間18万円以上の人です。年6回の年金支払いの際に、介護保険料があらかじめ差し引かれて振り込まれます

②納付書で納める人(普通徴収)

年金収入が年間18万円未満の人など、特別徴収の対象にならない人です

7月中旬に、全8期分を一括同封して発送します。第2期以降分の納付書は大切に保管し、各納期限までに納付してください。

※年齢到達・転入等で資格取得してから間もない場合や、その他保険料の変更があり、徴収区分が変更した場合は、一定期間普通徴収になる場合があります。

■保険料の減免制度

災害等によって被害を受けたり、事業の廃止等で所得が激減したりしたときや、世帯全員の収入と貯えが一定金額に満たないときは、減免を受けられる場合があります。

また、新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免については、13ページに詳細を記載しています。

納入通知書・支払方法等について
税務課市民税係 ☎②8396(市役所1階)

■介護サービス利用者の負担軽減

介護保険制度には、介護保険サービス利用者の負担費用を軽減する制度があります。前年度対象者には申請の案内と申請書を送付します。既に認定証を持っている人も更新申請が必要です。

【居住(滞在)費・食費の負担軽減】

下記の介護サービスでの居住(滞在)費と食費を軽減

■介護サービスの種類

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院
- ・短期入所療養介護
- ・短期入所生活介護

■対象者

- 以下の条件を全て満たす人
- ・世帯全員が市民税非課税
- ・世帯が異なる配偶者も市民税非課税
- ・預貯金等が基準額以下等(年金収入額等によって異なる)

■申請に必要なもの

申請書・同意書、通帳等の写し

【社会福祉法人による介護サービス利用者負担軽減】

社会福祉法人等が提供する介護サービスの利用者負担額、居住(滞在・宿泊)費、食費を軽減

■負担割合証の発送

現在発行している負担割合証は、7月31日(日)で有効期限が切れます。7月中旬に要介護認定者及び総合事業対象者に新しい負担割合証を送付します。

☎介護保険給付・サービスについて

長寿福祉課介護保険係 ☎②8264(市役所1階)

☎ 詳細は各担当課にお問い合わせください ☎